



木質バイオマスボイラー 補助金のご案内

宍粟市では、温暖化ガスの削減とエネルギー自給率の向上のため、木質バイオマスボイラーの導入について、費用の一部を助成します。

1. 対象者

以下のいずれかに該当する方

- ① 市内に住所を有する方、または工事完了後（工事の必要のないものは納品後）1 か月以内に市内に転入する方
- ② 市内に事務所を有する個人・法人、または工事完了後（工事の必要のないものは納品後）1 か月以内に市内に事務所の移転・新設を行う個人・法人

※ いずれも市税の滞納のない方に限ります。

※ 同じ申請者（同一世帯の方を含む）による事業について、補助金交付は1 回限りです。

2. 対象設備

木質バイオマスを燃料とするボイラー機器で、市内に設置するもの（薪ボイラー、ペレットボイラー等）

3. 補助金額

購入及び設置に要する費用のうち、実支出額の2 分の1 以内の額（上限 100 万円）

※ 国県等の補助金を受ける場合は、上記費用から国県等の補助金額を差し引いた実支出額の2 分の1 以内

※ 1,000 円未満の端数は切捨てです。

4. 申請の流れ

申 請 者	宍 粟 市
交付申請	→ 受付・審査
着手2週間前まで	↓
交付決定通知の受取り	← 交付決定
↓	
設置工事	
↓	
実績報告	→ 受付・審査
完了後 60 日以内	↓
	現地検査
←	
補助金請求	→ 補助金の振込み

※ 交付決定後に補助金額や事業内容に変更が生じた場合は、申請手続きが必要です。

5. 受付期間

2025 年4 月1 日（火）から2026 年3 月17 日（火）まで

※ 上記の期間内で、工事に着手する2週間前まで（工事の必要のないものは、納品の2週間前まで）に申請書を提出してください。

※ 上記の期間内であっても、補助金予算の残額がなくなった時点で、受付を終了します。

※ 2026 年3 月31 日（火）までに、実績報告書が提出できる見込みの方に限ります。

6. 交付申請の方法

【提出書類】

記 入 書 類	添 付 書 類
① 補助金等交付申請書 ② 事業計画書 ③ 収支予算書 ④ 同意書 ⑤ 役員等名簿（申請者が法人等の場合） ⑥ 委任状（施工業者等が代行申請する場合） ⑦ 誓約書 ⑧ 確約書（申請時点で市内に住所・事務所を有しない場合）	⑨ 見積書の写し ⑩ カタログの写し （設置する機器の型式名や仕様の記載されたページ） ⑪ 交付決定通知書等の写し （本制度以外の補助金の交付を受ける場合） ⑫ その他市長が必要と認める書類

【提出方法】

工事に着手する2週間前まで（工事の必要のないものは納品の2週間前まで）に森林環境課の窓口を持参してください。（郵送は不可）

7. 実績報告の方法

【提出書類】

記 入 書 類	提 出 書 類
① 補助事業等実績報告書 ② 事業報告書 ③ 収支決算書	④ 完成写真（カラー写真で本体、煙突その他設備等を撮影したもの） ⑤ 請求書の写し ⑥ 領収書の写し（施工業者等の発行した設置工事代金等に係る領収書） ⑦ 契約書の写し（設置工事等により契約書がある場合） ⑧ 住民票または法人の登記事項証明書（確約書を提出した場合） ⑨ その他市長が必要と認める書類

【提出方法】

事業完了後 60 日以内または 2026 年 3 月 31 日（火）のいずれか早い日までに、森林環境課の窓口を持参または郵送してください。

8. その他の留意事項

- 期間内に実績報告の提出がない場合や事業が適正に行われな場合は交付決定を取消すことがあります。
- 申請者は補助事業に関する書類等を整備し、事業完了の翌年度から 5 年間保存する必要があります。
- 市長が補助金の交付に関して必要があると認める場合は、補助事業者等に対して報告を求め、書類等の検査や、補助事業者等の事務所等に立ち入って帳簿などの調査を行うことがあります。
- 導入後 5 年間は、補助事業により取得した機器等を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、または担保に供する場合は、財産処分承認申請書により市長の承認を受ける必要があります。
- 申請に当たっては、宍粟市補助金等交付規則および宍粟市再生可能エネルギー利用促進事業補助金交付要綱の規定を遵守してください。
- CO₂削減効果などの検証のため、アンケート調査にご協力をお願いすることがあります。

【担当窓口・書類提出先】

宍粟市役所 産業部 森林環境課 環境企画係

〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133番地 6 （宍粟市役所 本庁舎 2 階）

電話：0790-63-3065 FAX：0790-63-1282 メール：kankyokikaku-kk@city.shiso.lg.jp